

乾燥設備作業主任者技能講習開催のご案内

主催 愛知労働局長登録教習機関 第36号
(公社) 愛知労働基準協会

協力 豊田労働基準協会
豊田市トヨタ町1番地 (トヨタ会館G階)
TEL (0565) 28-9411 FAX (0565) 24-3922

労働安全衛生法14条に基づく標記講習を下記要領により開催します。

記

1. 受講資格 満18歳以上の方

- ① 乾燥設備の取扱作業に5年以上従事した経験を有する方
- ② 大学又は高等専門学校において、理科系統の(正規の)学科を専攻して卒業した方でその後乾燥設備について1年以上の実務経験を有する方
- ③ 高等学校または中等教育学校において、理科系統の(正規の)学科専攻して卒業した方で、その後乾燥設備について2年以上の実務経験を有する方
(経験は事業者の証明が必要です。申込書の証明欄に記入してください)

※講習会当日、本人確認を行いますので運転免許証、パスポート等公的機関が発行する顔写真付きの物をご持参下さい。なお、これらをお持ちでない場合は事前にご相談ください。

	開催月日時	会場	申込提出期限
学科	2023年6月15日(木) 8:30~17:55	豊田市堤町馬の頭1番地 トヨタグローバル安全衛生教育センター	6月1日(木)
	6月16日(金) 8:30~18:00		取消可能日 6月8日(木)
	両日とも受付は30分前から 昼食休憩は45分		

3. 定員 50名(定員になり次第締め切ります)

4. 講習科目

学科 講習科目：・乾燥設備に関する知識 ・乾燥設備の点検方法に関する知識
・乾燥設備の管理に関する知識 ・法令 ・学科修了試験

*遅刻者は受講をお断りしますので、ご注意ください。

5. 受講料等：13,450円(受講料11,800円 テキスト1,650円…消費税込み)前納制です。

*テキストの改訂による価格変更時は講習当日差額を現金で頂きます。

*テキストは学科の初日受付時にお渡しいたします。

6. 昼食代：各自でお弁当等をご用意下さい。

7. 申込み方法

- ① 豊田労働基準協会に、受付状況の確認をし、予約をしてから申込書を提出して下さい。
- ② 受講申込書は、愛知労働基準協会のホームページ <http://www.airouki.or.jp/>からダウンロードして必要事項を記入の上、豊田労働基準協会へ提出して下さい。申込用紙は豊田労働基準協会にもあります。

8. 修了証交付

学科講習に遅刻早退なく出席し、学科修了試験に合格された方に修了証を後日郵送致します。

9. 申し込み手続き後の取り消し及び振り替えについて

- ① 取消可能日までにご連絡がない場合の取り消し返金、及び振り替えは致しません。
- ② やむを得ない事情に該当する場合は、有料にて振り替えが可能ですので、お問い合わせください。
- ③ 非会員の方は恐れ入りますが、84円切手を貼った返信用封筒を同封の上郵送されるか受講料をご持参の上、豊田労働基準協会の窓口までお越し下さい。

※ 虚偽の受講資格により受講したことが判明した時は、修了証を取り消します。

講習会場『トヨタグローバル安全衛生教育センター』への交通手段

◎公共交通機関ご利用者

名鉄三河線「たけむら駅」から徒歩25分

◎オートバイ、自転車ご利用者

トヨタ自動車堤工場 トヨタグローバル安全衛生教育センターの駐輪場に駐車して下さい。

◎自家用車ご利用者

下記のとおり専用バスをご利用して頂きます。

*トヨタ自動車元町工場「事務館前P」講習会専用駐車場に停めてください。

(柿本町3丁目交差点西100m先入り口) 地図参照

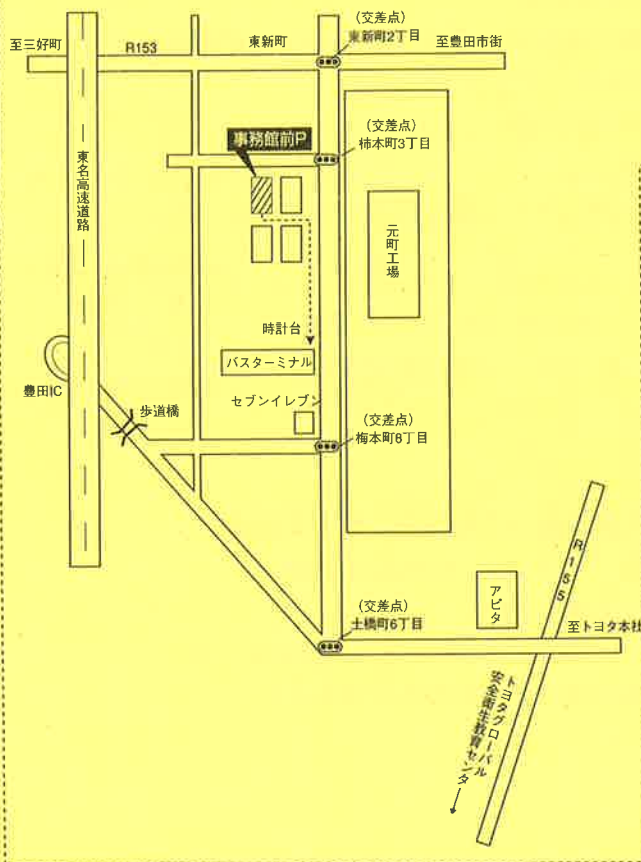
*駐車場から徒歩10分、時計台下のバスターミナルの専用バスにご乗車ください。

*発車時刻は**7時45分のみ**です。乗り遅れないようにご注意ください。

※汚れた作業着でのバスのご乗車はご遠慮願います。

【講習会専用駐車場、専用バス乗り場案内図】

トヨタ自動車元町工場（豊田市元町1番地）



【バス発車時刻】

トヨタ元町工場 バスターミナル発	07時45分
トヨタ堤工場 バスターミナル発	18時15分

【講習会場案内図】 ※敷地内禁煙です。

「堤厚生センター野外喫煙所」のみ喫煙可、携帯灰皿持参のこと
トヨタ自動車堤工場グローバル安全衛生教育センター
(豊田市堤町馬の頭1番地)



注意事項

- 東海地震の注意情報が発令された場合は休講とします。
- 台風などの自然災害による開催状況は愛知労働基準協会のホームページでご確認下さい。
- 問い合わせ先 (公社)愛知労働基準協会 TEL (052) 221-1436
豊田労働基準協会 TEL (0565) 28-9411

〈参考〉乾燥設備作業主任者を選任すべき作業

(イ) 労働安全衛生法施行令第6条
次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

- ① 乾燥設備（熱源を用いて物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器…火薬、爆薬及び火工品を除く）のうち危険物等に係る設備で、内容積1m³以上のもの。
- ② 乾燥設備のうち①の危険物等以外の物に係る設備で次のもの
 - ・熱源として燃料を使用するもので、固体燃料にあっては10kg/時以上、液体燃料にあっては10リットル/時以上、気体燃料にあっては1m³/時以上であるものに限る。
 - ・熱源として電力を使用するもので、定格消費電力が10kw以上のものに限る。